

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 220 号 この資料は全部お読みいただいて 80 秒です。

今回のテーマ： 消費税率の引上げ

■消費税率の引上げ

消費税率が平成 26 年 4 月 1 日から下表のように 2 段階に分けて引上げられます。

	現 行	平成 26 年 4 月 1 日施行	平成 27 年 10 月 1 日施行
消費税率 (国税+地方消費税)	5% (4%+1%)	8% (6.3%+1.7%)	10% (7.8%+2.2%)

* 施行時期について安倍政権は平成 25 年 10 月までに態度を決定するとのことですが、この原稿では予定通り平成 26 年 4 月 1 日に税率が引上げられることを前提に書いています。

■工事等の請負契約に係る経過措置

前回の税率引上げの際と同様に、消費税率に関する経過措置が設けられています。学校法人が特に関係しそうな経過措置である工事等の請負契約の場合、平成 25 年 9 月 30 日までに契約を締結すれば、引渡しが平成 26 年 4 月 1 日以降であっても旧税率の 5% が適用されます。

具体的には、下記のようになります。

	H25 年 9 月 30 日	H26 年 4 月 1 日	適用消費税率
①	契約	→ 引渡	5%
②	契約	→ 引渡	5%
③	契約	→ 引渡	5%
④	契約	→ 引渡	8%

平成 25 年 9 月 30 日までに締結した契約で、平成 25 年 10 月 1 日以後に請負金額が増額した場合、その増額部分については経過措置の適用がありません。上記④と同じ扱いになります。

なお、事業主（業者）が工事の請負に関する経過措置の適用を受けた目的物の引渡を行った場合、その相手方（学校法人）に対しその目的物が経過措置の適用を受けたものである旨、及びその適用を受けた部分にかかる対価の額を書面により通知することになっています。

監査契約やソフトウェアの開発にかかる契約も、同様の経過措置が適用されます。

■税率アップによる影響額

消費税率の引上げは、平成 26 年度の資金支出の増額を意味します。平成 25 年度と比べ、どの程度増額するかは、次の算式により概算額を算出することができます。

$$\text{概算増加額} = (\text{人件費中の交通費} + \text{経費支出} + \text{施設設備関係支出}) \times 0.0286(*)$$

$$(*) (1.08\% \div 1.05\%) - 1 \doteq 0.0286$$

仮に課税対象支出の合計額が 1 億円とした場合、1 億円 \times 0.0286 = 286 万円が消費税率引上げに係る支出増加額ということになります。

お見逃しなく！

機器備品等も平成 26 年 3 月末までに引渡しが進んでいけば、5%の税率が適用されます。平成 26 年 4 月以降の引渡しとならないよう、業者と納入時期について事前に十分に調整しておく必要があります。